

学校への再生可能エネルギー等導入事業（令和 8 年度公募）

横浜市（以下「甲」という。）及び●●●●（以下「乙」という。）は、学校への再生可能エネルギー等導入事業（令和 8 年度公募）（以下「本事業」という。）に関し、次のとおり基本協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第 1 条 本協定は、本事業の実施にあたり必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第 2 条 本協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- （1）実施要領等 本事業のプロポーザル方式による公募（以下「公募」という。）に関し、甲が令和 8 年 7 月 14 日付けで公表した実施要領、提案書作成要領、提案者提出様式、提案書評価基準、業務説明資料及び別紙（実施対象候補校一覧、施設図面、リスク分担表、非常時出力の考え方）、提案資格確認結果通知書（令和○年○月○日●●第▲▲号）の添付資料並びに公募に係る質問回答書（令和○年○月○日●●第▲▲号）をいう。
- （2）提案書 公募に対し、乙が提出した提案書類一式（提案書類一式についてのプレゼンテーション及びヒアリングにおける質疑応答を含む。）をいう。
- （3）事業関係者 乙が本事業の実施にあたり、設計、設置、維持管理、所有等において、他の法人等との連携により実施する場合の対象業務の事業者をいう。
- （4）設備 本事業において乙が施設に設置し、所有する太陽光発電設備、蓄電池及び附帯設備をいう。
- （5）施設 本事業の対象となる甲が所有する施設をいう。
- （6）目的外使用許可 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 238 条の 4 第 7 項に基づく許可をいう。

（基本理念）

第 3 条 甲及び乙は、本協定に定められた事項につき、互いに協力し、信義を重んじ、誠実にこれを履行しなければならない。

2 甲及び乙は、本協定及び実施要領等の内容に基づき、個別の電力購入契約（以下「契約書」という。）を締結する。

（事業の実施）

第 4 条 乙は、本事業の実施にあたり、本協定のほか、関係法令、実施要領等の内容を遵守しなければならない。ただし、甲の承諾を得た場合は、この限りではない。

2 乙は、本事業の実施にあたり、提案書の内容に沿って実施するよう努めるものとし、提案書の内容と異なる方法により本事業を実施する場合は、甲乙協議の上、対応を決定するものとする。なお、乙は提案書及び協議により決定した内容を踏まえた事業計画書を作成し、甲に提出するものとする。

3 乙は、設備で発電した電力の使用量から、あらかじめ甲と協議して決定した方法により、施設ごとの市内における温室効果ガス排出削減効果を算出・検証し、毎年甲が指定する期日までに、その年の 3 月 31 日以前の 1 年間における温室効果ガス排出削減効果及びその検証結果を甲へ報告しなければならない。

- 4 前項に規定する報告義務は、第5条第1項に規定する実施期間の最終年度の次の年度までとする。
- 5 乙が設備の運転を行う期間は、乙が設備により、契約書に定める当該施設に発電電力の供給を開始する日から原則、20年間とする。
- 6 甲は、本事業の状況について乙による調査を希望する場合、乙に希望する調査内容を申し入れることができる。この場合において、甲及び乙は、調査の内容、期間及び費用負担者等について協議の上、決定するものとする。
- 7 甲は、前項の調査又は報告により、本事業が適切に実施されていないと認める場合、乙に対し、その改善を指示することができる。
- 8 乙は、甲から前項の指示を受けた場合、合理的な範囲でその指示に従わなければならない。
- 9 乙は、本事業において、国庫補助事業を活用して設備を導入する場合、国庫補助事業に係る公募要領の内容を遵守しなければならない。
- 10 国庫補助事業に係る公募要領の解釈に反する手続等により、補助金の返還等が発生した場合は、乙の負担により対応するものとする。

（事業の実施期間）

第5条 本事業の実施期間（以下「事業期間」という。）は、本協定締結日から全ての設備を撤去し、原状復帰するまでとする。

- 2 乙が設備の設置及び整備を行う期間は、本協定締結日から令和〇年〇月〇日までとする。ただし、これによりがたい場合は、甲乙協議の上、別に定める。

（協定の有効期間）

第6条 本協定の有効期間（以下「協定期間」という。）は、本協定に特に定めるものを除き、本協定締結日から事業期間の終了日までとする。ただし、甲及び乙が別途書面により合意した場合はこの限りではない。

（施設の目的外使用許可）

第7条 乙が施設に設備を設置、整備し、使用するにあたっては、甲に対して事前に書面により施設の目的外使用許可を受け、所定の使用料（以下「使用料」という。）を支払わなければならない。この場合において、乙は甲の指定する期日までに使用料を支払うものとする。ただし、自家消費を含む発電した電力の全てを市域内で消費する場合は、使用料の減免を申請することができる。なお、減免の額は全額とする。これによらない場合は協議の上決定とする。

- 2 前項による目的外使用許可期間は、使用許可の始期から始期の属する年度の末日までとする。ただし、乙は、第5条第1項に定める期間中は、目的外使用許可期間満了の1か月前までに、1年度を単位として目的外使用許可の更新を申請することができる。

3 甲は、次の各号のいずれかに該当したときは、当該施設の目的外使用許可を取り消すことができる。ただし、第1号及び第2号においては、甲が乙に対しその事実を書面により通知し、なおも改善が認められない場合とする。

（1）乙が、設備の運転を終了したとき又は適切な維持管理を怠ったとき。

（2）乙が、実施要領等で定める目的外使用許可の基本的条件及びその他の条件並びに当該施設の目的外使用許可条件に反したとき。

(3) 甲による施設の改築又は廃止等により、甲が乙に施設を使用させることができなくなったとき。

4 乙は、前項の規定による目的外使用許可の取消しに伴い発生した費用について、前項第3号の場合を除き、甲に負担を求めることはできない。

(設備設置等に係る費用負担等)

第8条 本事業の実施に係る設備の設置、維持管理及び撤去に関する一切の経費は乙が負担する。なお、設備の設置、維持管理及び撤去で使用する電気、上下水等については、甲は乙に無償で提供するものとする。

2 乙による設備設置工事に伴い発生する電気主任技術者に係る費用は、乙の負担とする。

(設備等の譲渡)

第9条 乙は、本事業に係る権利義務及び設備について、第三者に譲渡し、継承させ、又はその権利を担保に供することはできない。ただし、事前に書面により甲に申請し、承諾を得た場合はこの限りではない。

(設備の撤去)

第10条 乙は、施設の目的外使用許可期間が満了したとき(第7条第2項ただし書により目的外使用許可が更新された場合を除く。)又は目的外使用許可が取り消されたときは、速やかに乙の費用負担と責任により該当する設備の全部を撤去し、当該施設の原状復帰を行うものとする。ただし、第7条第3項第3号により目的外使用許可が取り消された場合は、撤去及び原状復帰の費用は甲の負担とする。

2 乙は、前項の規定により原状復帰を行う場合は、その内容等について、事前に書面で甲に申請し、甲の承諾を得なければならない。

3 撤去工事の実施期間などの詳細については、目的外使用許可満了以前に甲乙協議の上定めるものとする。

(設備等設置場所への立入)

第11条 乙及び本事業に関して乙が下請負又は受託をさせた者(以下「下請負人等」という。)は、設備等の設置、維持管理及び撤去をするため、施設に立ち入ることができる。

2 前項の規定による立入りは、施設を管理する者等と事前に調整した上で立ち入る日時を決定し、立ち入る際は身分等を証する書類を提示しなければならない。

(電気料金の設定等)

第12条 甲は、設備において発電した電力の使用量に応じて、乙にその対価(以下「電気料金」という。)を支払うものとする。

2 電気料金は、「事業における上限単価(令和○年○月○日●●第▲▲号)」を超えないこととし、乙が事業実施に伴い負担する費用等を考慮した上で、甲乙両者が真摯に協議の上、別途定めるものとする。

(環境教育・学習等)

第13条 乙は、甲が行う環境教育・学習等に対して、積極的に協力するものとする。

(公租公課)

第14条 設備に賦課される公租公課は、乙が負担するものとする。

（緊急時の対応）

第15条 乙は、本事業の実施に当たり、事故、災害等に対応するための体制を整備し、その体制について書面により甲に報告しなければならない。

2 乙は、設備に関して事故、災害等による不具合等が発生したときは、直ちに甲に報告するとともに、速やかに実態を調査し、復旧のための適切な措置を講じ、当該不具合等の再発を防止するための対応を行うものとする。

3 設備の不具合が、乙の責めに帰すべき事由によらない場合は、第19条に定めるリスク分担に基づき、前項に定める対応に要した費用の負担については甲乙協議の上決定するものとする。

（守秘義務等）

第16条 甲及び乙は、本事業を実施する上で知り得た個人情報及び秘密（以下、「秘密情報」という。）を協定期間中のみならず、協定期間終了後においても、第三者に漏らし、又は他の目的に使用してはならない。但し、甲の事前の承諾を得た場合に限り、乙は第三者へ本協定に定められた乙の義務と同等の義務を遵守させることを条件に秘密情報を開示できるものとする。

2 甲及び乙は、自己の業務従事者その他関係者に前項の義務を遵守させなければならない。

3 甲及び乙は、本事業を実施するための個人情報の取扱いについては、横浜市個人情報の保護に関する条例（平成17年横浜市条例第6号）その他個人情報の保護に関する法令等を遵守し、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

4 甲及び乙は、本事業の実施に係る個人情報の漏えい、滅失、改ざん及び毀損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

（暴力団員等による不当介入を受けた場合の報告等）

第17条 甲及び乙は、本事業を実施する上で、横浜市暴力団排除条例（平成23年12月横浜市条例第51号）第2条第2号に規定する暴力団、同条第4号に規定する暴力団員等、同条第5号に規定する暴力団経営支配法人等又は同条例第7条に規定する暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者から、妨害又は不当要求を受けた場合、速やかに相手方に報告するとともに、警察への届出を行わなければならない。

2 甲及び乙は、下請負人等が暴力団員又は暴力団員等から、妨害又は不当要求を受けた場合、速やかに相手方に報告するとともに、下請負人等に対し、警察への届出を行うよう指導しなければならない。

（全部委託の禁止等）

第18条 乙は、本事業の全部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

（リスク分担）

第19条 協定期間における甲乙の予想されるリスクと責任分担は別紙のとおりとする。ただし、別紙に定めるもの以外の事項については甲乙協議の上、決定するものとする。

（損害賠償等）

第20条 甲が第25条第1項各号のいずれかにより本協定を解除した場合その他乙の責めに帰すべき事由

により甲が損害を被る場合、乙は当該損害を賠償しなければならない。

2 甲の責めに帰すべき事由により、乙が損害を被る場合は、甲は当該損害を賠償しなければならない。

3 本条において責任を負うべき分担が決定されていないものについては、別途協議を行うものとする。

（契約不適合）

第21条 乙は、施設内で本事業を遂行するうえで影響のない程度の軽微な隠れた瑕疵を発見しても、甲に対し使用料の減免及び損害賠償等の請求をすることができない。

（著作権の侵害の防止）

第22条 乙は、乙が作成する成果物及び関係書類が、第三者の有する著作権を侵害するものではないことを甲に対して保証する。

2 乙は、乙が作成した成果物及び関係書類が、第三者の有する著作権を侵害し、第三者に対してその損害の賠償を行い、又は必要な措置を講じなければならないときは、乙の負担により対応しなければならない。

（特許権等の使用）

第23条 乙は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている工事材料、施工方法、維持管理方法等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。

（協定内容の変更）

第24条 甲及び乙は、必要があると認めたときは甲乙協議の上、本協定内容の一部を変更することができる。

（協定の解除等）

第25条 甲は、第6条の協定期間にかかわらず、甲が乙にした目的外使用許可を取り消し（第7条第3項第3号により目的外使用許可が取り消された場合を除く。）、若しくは更新しない場合又は次の各号に掲げるいずれかの事由がある場合には、本協定を解除することができる。ただし、第4号及び第5号においては、甲乙協議の上決定するものとする。

- （1）乙が、本協定、目的外使用許可条件又は関係法令等に違反する行為を行った場合
- （2）乙が、当初の事業計画に反するなど、本事業の目的から逸脱し、甲からの再三の警告等が発せられてもなお改善が見られない場合
- （3）乙の事業実施が乙の都合により、事業計画書に示したスケジュールから著しく遅延する等、円滑な事業実施が困難と判断される場合
- （4）甲が必要に応じて行う事業評価において、客観的に明らかに事業継続が不可能と判断された場合
- （5）甲乙間の信頼関係が失われた場合など、本協定を継続しがたい重大な事由が生じた場合
- （6）乙が、銀行取引停止処分を受け、又は破産、民事再生、会社整理若しくは会社更生手続きの申立てを受け、若しくはこれらの申立てをした場合
- （7）乙が、仮差押、仮処分、強制執行若しくは競売の申立てを受け、又は公租公課の滞納処分を受けた場合
- （8）乙が、監督官庁により営業取消若しくは停止等の処分を受け、又は自ら営業等を休止若しくは停止した場合

(9) 乙の合併、会社分割等により法人格に変動が生じたことで、本事業の遂行が困難であると判断できる場合

(10) 乙又は下請人等が、暴力団員又は暴力団員等に該当する場合

2 乙は、前項の規定により本協定を解除された場合、既納の使用料の還付、損失補償、損害賠償その他金銭の支払を求めることはできない。

3 乙は、経営状況など乙の責めに帰すべき事由により、事業の継続が困難と判断される場合、本協定を解除しようとする日の6か月前までに、甲に対して書面により解除の申請を行った上で、甲乙協議の上、甲が同意した場合に限り、本協定を解除することができる。この場合において、乙は甲に対して、既納の使用料の還付を求めることはできない。

4 本協定締結後、天災地変などの不可抗力により、設備が滅失又は毀損し、その効用を維持又は回復するのに過分の費用を要する等、乙の責めに帰すべき事由によらず本協定の履行が不可能となった場合、甲と乙は協議し合意の上、本協定を解除することができる。この場合において、甲と乙が協議し既納の使用料の還付について合意した場合には、甲は使用料の全部又は一部を乙に還付すると共に、乙が本事業実施のために支出した費用（設備費用並びに設備の設置及び撤去費用を含むがこれに限らない）のうち、未回収分の費用があるときには、当該未回収費用相当額の負担については甲乙協議の上、決定するものとする。

5 甲は、本協定を解除した場合、乙の商号又は名称、所在地、解除の内容及び理由を公表できる。

(届出義務)

第26条 乙は、次の各号のいずれかに掲げる事由が生じた場合、直ちに書面により甲に届け出なければならない。

(1) 乙の本店所在地、主たる事務所の所在地、商号、名称を変更した場合

(2) 乙が、銀行取引停止処分を受け、又は破産、民事再生、会社整理若しくは会社更生手続きの申立てを受け、若しくはこれらの申立てをした場合

(3) 乙が仮差押、仮処分、強制執行若しくは競売の申立てを受け、又は公租公課の滞納処分を受けた場合

(4) 乙が、本事業の実施に関し、第三者との間で紛争を生じ、又は第三者に損害を与えた場合

(5) 乙が、本事業の実施に関し、地震、火災、風水害、盗難その他の事由により、損害を被った場合

(6) 本事業の実施に関し、設備が滅失又は毀損した場合

(管轄裁判所)

第27条 本協定から生じる一切の法律関係に基づく非訟・訴訟・調停その他の法的手続の管轄については、甲の所在地を管轄する横浜地方裁判所とする。

2 前項の規定による適用法令は、日本国内法とする。

(事業関係者による事業実施)

第28条 乙は本事業の実施に関し、事業関係者と連携して本事業を実施することができる。

2 前項の規定により本事業を実施する場合、乙は当該事業関係者名称、業務内容及び役割分担等の実施体制について事前に書面により甲に申請し、承諾を得なければならない。

3 第1項の規定により本事業を実施する場合、甲は、本事業にかかる協議、調整その他全てについて乙を相手方とし、甲から乙へ通知した事項は、事業関係者に通知したものとみなすものとする。

- 4 第1項の規定により本事業を実施する場合、乙は、甲に対して、本協定内容の履行に必要な一切の事務処理等を行うものとする。ただし、事前に甲の承認を得た場合は、この限りではない。
- 5 前項の規定により乙につき生じた事項及び行為は、事業関係者の構成員に対して、その効力を生じるものとする。
- 6 事業関係者の構成員は、本協定に定める事項を遵守しなければならない。
- 7 事業関係者の構成員は、本事業の実施について連帯してその責を負うものとする。ただし、事前に書面により甲の承認を得た事項については、この限りではない。
- 8 事業関係者の構成員が脱退もしくは追加される場合、乙は事前に書面により甲に申請し、承諾を得なければならない。
- 9 事業関係者の構成員は、設備の所有権を他の構成員に譲渡し、設備について抵当権、賃借権その他の権利を設定し、他の構成員に譲渡もしくは移転、転貸等を行い、又は他の構成員に対する債務の担保に供する場合、事前に書面により甲に申請し、承諾を得なければならない。

(建築物の耐震基準等)

第29条 乙は、設備を設置した際に発生する荷重増加等の影響に対し、別途甲から提示する施設の耐荷重等の情報（構造計算書等）を踏まえ、施設の耐久性が問題無いことを書面により報告する。ただし、設計図面から新たに構造計算を行わなければならない施設や破壊検査等の追加調査を行わなければならない施設等、構造調査が困難な施設があった場合は、甲と協議の上、事業対象外とすることができる。

(協定外の事項)

第30条 本協定に定めのない事項又は本協定について疑義が生じた事項については、必要に応じて甲乙協議の上、決定するものとする。

上記の協定締結を証するため協定書2通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和〇年〇月〇日

	横浜市中区本町6丁目50番地の10	
(甲)	横浜市	
	●●●●●● ●● ●●	印
	事業者の住所	
(乙)	事業者名	
	代表者職氏名	印

別紙：予想されるリスクと責任分担

	リスクの種類	リスク内容	負担者	
			市	事業者
共通	募集要項の誤り	募集要項の記載事項に重大な誤りのあるもの	○	
	提案書類の誤り	提案書類の誤りにより目的が達成できない場合		○
	第三者賠償	太陽光発電設備及び附帯設備（以下、「設備」という）に起因する騒音・振動・漏水・脱落・飛散・光害等による場合		○
	安全性の確保	設計・建設・維持管理における安全性の確保		○
	環境の保全	設計・建設・維持管理における環境の保全		○
	法令・条例等の変更	設計・建設・維持管理に影響のある法令・条例等の変更		○
	保険	設備の設計・建設における履行保証保険及び維持管理期間のリスク保証する保険		○
	事業の中止・延期	市の指示によるもの（瑕疵を除く）	○	
		発電開始に必要な許可等の遅延によるもの		○
		事業者の事業放棄、破綻によるもの		○
	瑕疵担保	設備等に係る隠れた瑕疵の担保責任		○
	不可抗力	天災・暴動等による事業の変更・中止・延期	○	○
設計・計画段階	物価	物価変動		○
	応募コスト	応募コストの負担		○
	資金調達	必要な資金の確保に関すること		○
建設段階	物価	物価変動		○
	用地の確保	資材置き場の確保に関する施設管理者との調整		○
	工事遅延・未完工	工事遅延・未完工による電力供給開始の遅延		○
	性能	要求仕様不適合（施工不良を含む）		○
	一時的損害	発電開始前に工事目的物等に関して生じた損害		○
支払関連	支払遅延・不能	電気使用料の支払の遅延・不能によるもの	○	
		市施設使用料の支払が遅延する場合の事業継続不能		○
	金利	市中金利の変動		○
維持管理関連	計画変更	用途の変更等、市の責による事業内容の変更	○	
	維持管理費の上昇	上記以外の要因による維持管理費用の増大		○
	天候不良	天候不良による発電量の減少		○
	市施設損傷	設備に係る事故・火災による市施設及び設備の損傷		○
		設備に起因する市施設への障害		○
		市施設に起因する事故・火災による施設及び設備の損傷	○	
保証関連	性能	要求仕様不適合（施工不良を含む）		○
		仕様不適合による施設・設備への損害、市施設運営・業務への障害		○